

住民監査請求（区民アンケート〔市民局3〕）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和3年9月13日（月曜日）に提出された住民監査請求について、令和3年11月12日（金曜日）に請求人に監査結果を通知しました。（棄却、結果は同年11月11日決定）

1 請求の要旨

令和2年度区民アンケート調査業務委託について、目的達成できない業務委託契約を締結し、業務が履行できていないことを見逃して費用を支出している。この経費 6,006,000 円が無駄になっているので、この損害を回復する措置を講じるよう、具体的には、市長に返還させることを求める。

また、今年度についても同様の区民アンケートを実施する予定であるとのことであり、各区において予算措置もなされているようであるので、これらの予算を執行しないよう求める。

2 監査の結果（棄却）

本件請求について次のように判断した。

(1) 本件契約は、業務委託の目的を達成できるものになっているかについて

本件契約の目的は、その実施決裁文書によると、令和元年度まで、市政改革プラン2.0（区政編）において成果指標と目標値を設定し、すべての区で、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを行い、成果指標と目標値の測定を行っていた事項について、引き続き全区共通的な指標を設定し、統一した手法で把握するために区民アンケート調査を行うことであると認められるところ、市政改革プラン2.0（区政編）及びその後の指標の測定は、法令等に定められた事務ではないため、どのような成果指標を設定するかについては、長に広範な裁量権が認められる。

本件指標としてどのようなものを設定するかについては、広範な裁量権が認められるところ、区長会議の人事・財政部会及び安全・環境・防災部会は、アンケートで回答した区民の割合を本件指標として設定したものと認められる。そして、施策の進捗状況など経年比較の参考のため、連年、同じ条件でアンケートを行うことは、著しく合理性を欠くものとはいえない。したがって、アンケートで回答した区民の割合を本件指標として設定することは、裁量権の範囲を逸脱濫用するものとは認められない。

以上のとおり、本件指標はアンケートで回答した区民の割合としているので、区民全体の中でどの程度の割合の区民がその特定の認識等を有しているかなどの状況（以下「区民全体の割合」という。）を把握することを目的とはしていない。実際にアンケートを実施して回答を得ているため、本件契約が、その目的を達成できるものになっておらず、目的を達成できていないという事情は認められない。

よって、本件契約における業務委託の目的達成について、違法不当な点は認められない。

(2) 委託業務が履行できていないことを見逃して費用を支出していないかについて

本市では、大阪市契約規則（昭和39年規則第18号）において、請負又は買入れその他の契約についての給付の完了の確認のために必要な検査を行うことを定めており、検査を担当する職員は、給付の内容若しくは数量を検査し、又は給付の目的物について破壊、分解若しくは試験により検査するものと定められている。

一般に契約の仕様書に記載された契約の目的は、当該契約における発注者の主観的な意図を示し、仕様書に定める業務の手順や成果物の作成に当たって受注者に裁量の余地がある項目、本件契約においては、報告書における項目ごとの結果集計グラフと属性ごとの回答傾向等を踏まえた分析内容の作成などにおいて、受注者に一定の指針を示すものに過ぎず、それ自体が給付の内容や数量等を特定するものとは認められない。

そして、本件契約については、仕様書の調査対象、手順等にしたがって調査を行い、報告書等の成果物が納品されており、給付内容の不足等は認められないことから、委託業務が履行されていないことを見落とすとは認められない。

よって、本件契約の履行確認及び費用の支出について違法不当な点は認められない。

(3) 費用算定に根拠がないのではないかについて

上記のとおり、市政改革プラン2.0（区政編）及びその後の成果指標の測定は、法令等に定められた事務ではない。したがって、どのような規模で調査を行うかについては、長に広範な裁量権が認められる。

本件契約による調査規模の決定については、国等で行われている標本調査におけるサンプル数を参考に、各区最低400の回答を確保することを意図して、回収率から逆算して各区の調査対象者数を2,000人としたと

認められるところ、これが、実施するアンケートの規模の決定に当たって、裁量権を逸脱濫用したものとは認められない。

よって、本件契約の費用算定について、違法不当な点は認められない。

以上のとおり、本件契約について請求人が違法不当と摘示する点については、いずれも理由がないため、本件契約について、財務会計法規上、違法不当な点は認められない。

また、住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示等する必要があるところ、請求人は、令和3年度の区民アンケートについては、令和2年度と同様のアンケートを実施する予定であると指摘するのみであり、これは、財務会計法規上、違法又は不当となる事由の摘示であるとは認められない。

以上の判断により、本件請求には理由がない。